

漁獲証明とトレーサビリティ(宝石サンゴについての自主的な取組)



はじめに

近年、水産物の漁獲証明やトレーサビリティが、IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策として大きく取り上げられるようになってきています。輸入にあたっての漁獲証明書の提示や流通段階におけるトレーサビリティの確立を通じて、正規の漁獲物以外の輸入・国内流通を認めないことにより、IUU漁業を撲滅しようとするもので、EUや米国の取組がよく紹介されています。我が国においても、2020年12月に水産物流通適正化法が成立し、同年12月11日に公布されました。施行日については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定めることとされており、現在、対象種の選定を始めとする同法施行に向けた準備が進められています。

ここでは、当協会の会員でもあり、水産物である宝石サンゴについて、いち早く自主的な措置としてトレーサビリティを導入されている日本珊瑚商工協同組合（珊瑚商工）の取組を紹介します。

宝石サンゴの利用と管理

宝石サンゴは、比較的浅い海に生息し珊瑚礁を形成する造礁サンゴとは異なり、太陽の光がほとんど届かない深海に棲息するもので、古くから、宝飾品として利用されて

きました。一般に流通しているものは、地中海産のベニサンゴ、西太平洋産のアカサンゴ、モモイロサンゴ、シロサンゴの4種類です。日本周辺では、主として、沖縄県、鹿児島県、長崎県、高知県、和歌山県、東京都小笠原沖で漁獲されますが、高知県沖のアカサンゴが有名で、その加工品は伝統的な高知の工芸品となっています。

日本における宝石サンゴの漁獲は関係都道府県の漁業調整規則等により管理されており、漁船数や漁法の制限、禁漁期、禁漁区や年間漁獲量の上限の設定、漁獲成績報告の提出等が求められています。

宝石サンゴのトレーサビリティ 確立に向けた自主的な取組

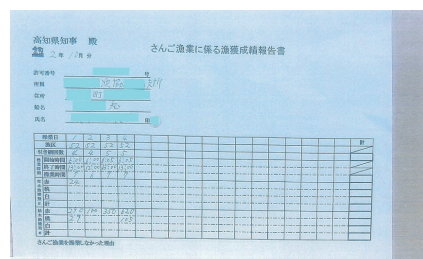
宝石サンゴの取扱に関係する団体・企業等で構成される日本珊瑚商工協同組合（珊瑚商工）では、宝石サンゴの取引におけるトレーサビリティの確保は、不法に漁獲された原料の排除のための重要な要素であり、種類ごと、漁獲海域ごとの追跡を含むサプライチェーン

の透明性を高めることにより、高い視認性と厳格な管理が実現できると考え、宝石サンゴの漁獲と流通の透明性を高めることを通じたトレーサビリティの確立に、日本の他の関係者と共同で取り組んでいます。

宝石サンゴの持続的利用を目指した透明性を確保するための自主的な取り組みは以下のステップからなっています。

漁獲物の計測と画像の保存

各漁業者は漁獲した宝石サンゴを種類ごとに分類し、関係する漁業協同組合は、第三者の立ち会いの下で重量を量り、サンゴの写真を撮ります。仕分けした宝石サンゴの写真は、計測に利用した秤、県庁に提出する漁獲成績報告書と



漁獲された宝石サンゴと漁獲成績報告書

ともに撮影されることになっていきます。

販売された漁獲物の証明

珊瑚商工が入札会を開催しますが、入札会には、漁獲された宝石サンゴの販売について責任のある漁業協同組合あるいはその支所が発行する「販売された漁獲物の証明書」を含む関連情報が提供されます。「販売された漁獲物の証明書」は、漁獲物がIUU 漁業から得られたものではないこと、販売日、販売重量を確認するものです。

日本珊瑚商工協同組合 御中

2020年 月 日

販売された漁獲物の証明書

貴組合主催の原木入札会にて取引された宝石珊瑚原木について、下記の通り証明いたします。(差別閉鎖は別紙の通り)

1. 販売数量

種別	数量(g)
生木	
赤サンゴ	4,375
白サンゴ	684
その他	
小計	5,059
枯木	
赤サンゴ	30,844
白サンゴ	13,431
その他	201
小計	44,476
合計	49,535

2. 販売日: 2020年 月 日

3. 販売数量: (g)

4. 漁獲期間: 2020年 月 1日から2020年 月 31日

※ 一般前漁期に漁獲されたものを含む

5. 漁獲海域: 高知県高知市高知港

※ 高知県漁業調整規則により認定された海域

6. その他: 高知県漁業調整規則に基づき許可を受け、同規則を遵守し採捕された漁獲物である。

証明書
高知県 漁業協同組合
代表理事 組合長

販売された漁獲物の証明書

トレーサビリティのための伝票

一入札会場

入札会場では、入札にかけられる各宝石サンゴに「販売された漁獲物の証明書」が添えられるとともに確認番号が割り振られます。珊瑚商工は、確認番号、種類、タイプ、重量、漁獲海域等の情報を記載した「トレーサビリティのための伝票(入札用)」を発行します。この伝票は、落札されたサンゴに添えられます。珊瑚商工の組合員

である購入業者は、この入札を通じて宝石サンゴを購入することになります。



入札会場での宝石サンゴとトレーサビリティのための伝票(入札用)

一加工業者及び卸売業者

珊瑚商工の組合員である関係取扱業者は、購入した宝石サンゴを加工業者や卸売業者等に販売することになりますが、それぞれが次の業者にサンゴを販売する際に、「トレーサビリティのための伝票(販売業者)」を製品に添付します。



加工・卸段階での宝石サンゴとトレーサビリティのための伝票(販売業者)

一小売店

「トレーサビリティのための伝票(販売業者)」がついた製品を購入した小売店は、その伝票に記された情報が店舗においてはっきりと提示されることを確保します。さらに、小売店は、購入前に、顧客がトレーサビリティのための伝票に関する情報を確認するようにします。



小売店での商品とトレーサビリティのための伝票(販売業者)

おわりに

以上の取組はまだ始まったばかりですが、IUU 漁業の廃絶のための一助となると考えており、当協会においても、珊瑚商工に対し様々なアドバイスをを行いましたので、疑問点やご質問がございましたら、お問い合わせいただければと思います。

本稿の執筆にあたっては、NPO 法人宝石珊瑚保護育成協議会が作成されたパンフレット「海洋環境と宝石珊瑚(サンゴ)の持続的な活用に向けて」を参照させていただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。同パンフレットの英語版は珊瑚商工のHP (<https://www.japan-coral.net/information/activity/256/>) からダウンロードできます。また、仏語版、西語版、日本語版につきましても、当協会にお問い合わせいただければ、メールさせていただきます。



CITESとの関わりを振り返って(その1)

(一社) 自然資源保全協会 業務執行理事 前 章裕

私は水産庁で捕鯨関係の業務に長く従事していたこともあって、CITES 関連の仕事に関与する様々な機会を持たせていただきました。現在も GGT の一員として、CITES とは切っても切れない関係にあります。ここでは、これまでの私の経験から普段感じていることを、その歴史を振り返りながら、何回かに分けて随筆風にお話したいと思います。

CITESの創立

1972 年にスウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議から既に半世紀になります。同会議は、並行して開催された市民広場においてベトナム戦争での米軍による枯れ葉剤散布作戦が話題となり、水産関係では「商業捕鯨の 10 年間モラトリアム勧告」が採択されたことで記憶されています。この会議は、その後の、アジェンダ 21 を定めた 1992 年のブラジルでの国連環境開発会議（国連地球サミット）、2002 年に南アフリカで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）、そして 2015 年の SDGs（持続可能な開発目標）採択という環境問題に対するグローバルな取り組みの嚆矢となった会議であるといえるでしょう。

国連人間環境会議では人間環境宣言が採択されたほか、この会議を契機として具体的な三つの成果物が生まれました。一つ目は環境問題に関する国連の専門機関である国連環境計画（UNEP）の創設、二つ目は移動性野生生物の保全の

ためのボン条約（CMS）、そして三つ目が 1975 年に発効したワシントン条約（CITES）です。ワシントン条約は、正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といいます。近年は、地球規模の環境問題といえば、まず地球温暖化が思い浮かびますし、海洋環境に関連するものであればマイクロプラスチック問題が盛んに取り上げられるようになっていますが、UNEP の本部が野生生物の貴重な生息地を多く抱えるケニアに置かれたことを考えれば、環境問題といっても、当時は野生生物の保護に関する関心が相対的に高かったことが窺えます。

さて、ワシントン条約です。正式名称からもわかりますように、この条約は野生生物の国際取引に関するものです。この“取引”には、公海での漁獲物をいずれかの国に持ち込むこと（海からの持ち込み）も含まれますので海洋生物の場合は込み入ってきますが、陸上生物であれば貿易の話です。野生生物の国際取引を当時の状況を踏まえてみますと、生息地である途上国から消費地である先進国への流れが中心で、先進国における過度の需要が管理能力に乏しい途上国における野生生物の適切な保護を阻害し、結果として一部の生物を絶滅の危機に陥れているのではないかという認識が背景にあったわけです。

国と国の約束事である条約には、通常、明確な目的意識とその実現のための手段が盛り込まれます。漁業に関する多くの国際条約

は、水産資源の持続的利用を目的に、漁獲枠の設定や操業海域の規制等の強制的な手段の導入を認めています。ワシントン条約は、過度の国際取引により絶滅の危機にある野生生物の保護を目的に、国際取引の規制という手段を一定の条件の下で行使できるように定められています。野生生物が絶滅の危機に瀕する要因には様々なことが考えられます。モーリシャス島のドーダーのように人間の過度の捕獲が主たる原因の場合もありますが、生息環境の悪化、極端には隕石衝突による恐竜の絶滅も指摘されています。ワシントン条約は、このうち国際取引に注目して締結されたものです。

国際約束である条約の実施にあたっては、その目的と手段に沿って議論がなされる必要があります。絶滅の危機に瀕している理由が国際取引によるものではない場合にワシントン条約の対象として取り上げたとしても、国際取引の規制という手段の行使はその生物の保護のために何らの解決をもたらすものとはならないでしょう。一方で、野生生物の国際取引の規制という権限を有しているといっても、その行使は絶滅の危機にある野生生物の保護のためでなければならぬわけです。ところが、ワシントン条約の加盟国が 180 カ国を超え、野生生物保護のための最大の国際機関の一つになるに従い、この目的と手段がそれぞれ一人歩きしたように運用されることが多くなっていることが大きな問題ではないかと感じています。

CITESにおける鯨類の議論

我が国がワシントン条約に加盟した1980年当時は、同条約と水産業の関わりは鯨類の話が主要なものでした。鯨類については、それまでも資源状態が悪化しているシロナガスクジラやセミクジラがワシントン条約でも保護対象生物とされていましたが、1983年にポツワナで開催された第4回締約国会議において、前年のIWC総会で採択された商業捕鯨モラトリウム決定を受け、すべての大型鯨類の附属書Iへの掲載（原則として商業目的のための取引は禁止される）が決議されました。我が国は、当時、IWCが商業捕鯨の捕獲枠を設定していたミンククジラ、ニタリクジラ、マッコウクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラとIWCの対象種ではありませんがIWC科学委員会での議論も踏まえ我が国が独自に管理していたツチクジラについて、この決定に留保を付しました（留保を付した国は決定の遵守から免除されます）。これらの対応は、私が捕鯨班に配属される前の話で詳しい事情はわかりませ

んが、現実的、妥当な判断だと思う一方で、科学的な整合性という観点からは疑問を持ちました。もちろん、IWCが商業捕鯨の捕獲枠を認めている種について留保を付すことは、科学的な観点からみても極めて妥当な判断だったと思います。一方で、当時から科学的には資源状態が極めて良好であるにもかかわらず商業捕鯨が認められていないものとして、北東太平洋のコククジラ資源がありました。この資源はカリフォルニア湾を繁殖域とし、夏場には北米大陸西岸を北極海に向かって索餌回遊するもので、一時は相当程度減少しましたが、その後の管理、保護の取組が功を奏して、ほぼ初期状態まで資源が回復していると認められています。当時から北東ロシア北極海のチュコチ地方の先住民のための捕鯨が認められていましたし、現在では米国ワシントン州の先住民による利用も認められています。科学的に見れば、この資源は絶滅の危機にあるわけではなく、ワシントン条約附属書Iへの掲載は不適切であるため、留保の対象として良かったように思います。もち

ろん日本がこの資源を対象とした捕鯨の開始や得られた鯨肉の輸入を考えていたわけではなく、留保を付さないことに実質的な問題はありませんでした。IWCのモラトリウムが発効して、商業捕鯨を中断したあとになると、ミンククジラやニタリクジラを留保してコククジラを留保していないことの整合性が科学的な話しとしては一貫性がなくなったように思うからです。

私が捕鯨班在籍当時の1990年頃、当時ワシントン条約の事務局長をされていたユージン・ラポアント氏が来日されました。外務省で各省担当者との意見交換の機会があり、当時水産庁でワシントン条約と関係しているのは捕鯨班だけということで、水産庁からは私が参加しました。意見交換の場で、クジラについてワシントン条約での議論の現況をお伺いしたところ、ラポアント氏からは、「クジラについての議論は出尽くしており、附属書Iへの掲載以降、ワシントン条約として新たな動きはない。日本の留保は条約上の権利であり、新たな議論が生じているわけでもないで気にする必要はない。」という趣旨の返答だったように記憶していますが、ワシントン条約として他にやることがたくさんある中で、クジラの問題にあまり関わりたくないという意思を強く感じました。ラポアント氏には、ワシントン条約事務局に勤務されていた金子与止男氏も同行され、当時の島一雄水産庁次長に金子氏を紹介しました。金子さんには現在でもGGTの仕事をいくつかお願いしていますが、私がGGTでお世話になっていることを考えると奇遇であったと思います。

(つづく)



あなたもGGTの会員になりませんか

一般社団法人自然資源保全協会（GGT）は、趣旨に賛同する法人および個人のみなさまの入会を心からお待ちしております。協会の活動はみなさまの会費で支えられています。会員のみなさまには、定期的にニュースレターをお送りし、優先的にGGTフォーラムや国際会議、シンポジウムなどにご案内いたします。

年会費 個人正会員 1口 1万円／法人正会員 1口 10万円

個人賛助会員 1口 2千円／法人賛助会員 1口 5万円

お申し込み、お問い合わせは下記GGTホームページの入力フォームからできます。

URL: <http://www.ggt.or.jp/join.html>

お問い合わせ 自然資源保全協会（GGT）Tel 03-5835-3917